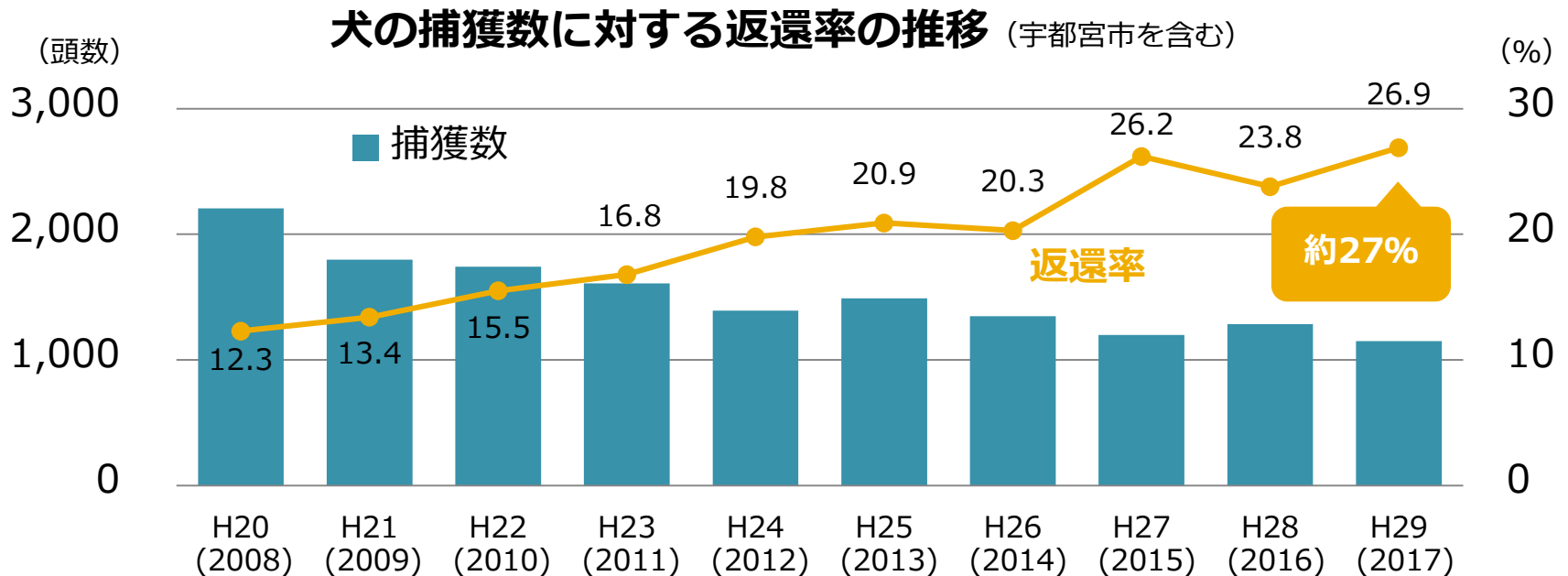


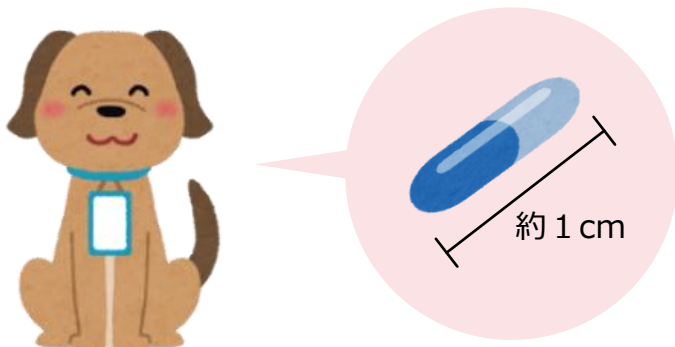
栃木県の現状③ (飼い主への返還)

飼い主の元に戻ることのできる犬はわずかです
～飼い犬・飼い猫には必ず所有者明示を！～



- 平成29 (2017) 年度は、所有者不明により引取りされた1,150頭の犬のうち、飼い主の元に戻ること (返還) ができたのは309頭で、**返還率は約27%**でした。
- **鑑札・注射済票**を犬に着けることは狂犬病予防法により義務付けられています。
- 犬や猫は、**名札**や**マイクロチップ**により**所有者明示**をすることが大切です。
- **マイクロチップ**は、一度装着すると外れることはほとんどなく、すぐに飼い主の情報を得られるため、万が一迷子になっても飼い主の元に戻れる確率が高くなります。

※栃木県動物愛護指導センターや宇都宮市保健所では、収容した犬や猫について、必ずマイクロチップリーダーによりマイクロチップ装着の有無を確認しています。



- **マイクロチップ**は注射により動物の皮下に埋め込んで装着します。
- マイクロチップリーダーにより**15桁の番号**を読み取り、データベースに照会することで飼い主の情報を得ることができます。

ご自身が飼っている犬や猫がいなくなったら、すぐに下記の機関にご連絡ください。

- ✓ **栃木県動物愛護指導センター** (県内全域) TEL **028-684-5458**
- ✓ **宇都宮市保健所生活衛生課** (宇都宮市内) TEL **028-626-1108**

